

五條市教育大綱



大空に力強く伸びる樹
市木「くすのき借樹」

令和3年3月

五條市

目 次

	頁
第1章 教育大綱の策定について	
1 策定の趣旨	1
2 教育を取り巻く状況	1
3 五條市教育大綱の考え方	
(1) 位置付け	2
(2) 対象期間	3
第2章 五條市教育大綱について	
1 基本理念	4
2 基本方針	5

◎五條市民憲章

第 1 章 教育大綱の策定について

1 策定の趣旨

今我が国は、人生100年時代を迎え、超スマート社会（Society5.0）の実現に向けて人工知能（AI）やビッグデータの活用などの技術革新が進んでいます。また、グローバル化の一層の進展等によって、一つの出来事が広範囲かつ複雑に伝搬し、社会の変化を正確に予測することは、ますます難しくなっています。このような中、新型コロナウイルスの世界的大流行（パンデミック）が起こり、今後も繰り返し流行する可能性が高く、人々の暮らし方や交流、学校・企業等での対応や価値観などに大きな変化をもたらしています。そして、With コロナ社会の中で今後数年かかるとされていた Society5.0 の実現を、一気に加速させています。

これからは、AI時代に活躍できる人材の育成が急務であり、すべての人が、社会の大転換の中で自分の生き方を見失わずに、豊かな人生を生き抜く力を身に付け、活躍できるようにするために、教育の力の果たす役割は大きいものがあります。

教育大綱は、そんな状況を踏まえながら「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に基づき、地方公共団体の長が策定するものです。市長と教育委員会で構成される総合教育会議を経て、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱をここに定めます。

2 教育を取り巻く状況

本市においては、令和2年4月現在の人口が3万人を下回り、今後も減少が続くことが見込まれています。全国的な傾向と比較しても急激に少子高齢化が進んでいます。特に、「20歳～29歳」の若年層の人口流出が最も多く、65歳以上の人口の割合が36.8%を占めるのに対し、「20歳～29歳」の人口の割合は8.6%となっています。こうした子育て世代となる若年層の定住を図ることが急務であり、現在「子育て支援事業」「学校適正化事業」「認定こども園整備事業」「賀名生分校魅力化推進事業」（4月より五條市立西吉野農業高等学校として開校）を行い、教育体制を整えることに取り組んでいます。

このような状況の中、地域全体で子どもの教育を支援する体制づくりなど五條の子

人口減少と少子高齢化を克服しながら社会の活力を保つためには、地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が顔の見える関係で豊かにつながり、地域全体の絆をより一層深める取組が必要です。そして、地域住民自身が主体的により良い地域づくりに関わろうという意識や強い使命感と責任を持つことのできる体制や仕組みを構築し、世代を超えてお互いに支え合い快適で魅力ある地域づくりを推進する必要があります。そのためには、教育の成果がまちづくりに集約される行政施策の方向が求められます。

(2) 対象期間

これまでは五條市教育振興計画を教育大綱として位置付けてきましたが、激変する社会の情勢を捉え「五條市教育大綱」を新たに策定し、その期間を、2021年度（令和3年度）～2025年度（令和7年度）の5年間としました。ただし、期間内であってもコロナ禍等の社会情勢の変化により必要に応じて見直しを行うこととし、五條市教育振興基本計画フューチャープランで進行管理を図ります。

【 参 考 】



第2章 五條市教育大綱について

1 基本理念

「 豊かなつながり 夢とやすらぎのあるまちづくり 」

五條市ビジョンにおいて、まちの将来像を『「五條」ひと・まちが交わり、新たな価値が生まれるまち』と定めています。恵まれた自然や歴史、将来を担っていく子どもたちを大切にしながら生活する人の思いをつなげ、新しい価値を創造し、それを本市のブランドとして発信することで、市民の本市への愛着、そして地域の経済力を持続的に高めることをめざしています。人づくりがまちづくりの礎であるとの本市の姿勢と教育の方向性を示し、「豊かなつながり 夢とやすらぎのあるまちづくり」をこの大綱の基本理念とします。

教育がめざす姿

◎ 社会に求める姿

新たな価値が生まれるまちづくりには、市民が文化の多様性をじっくりと養い育て、住民のシビックプライド（誇りや愛着）を育むことが大切です。自分たちが住むまちを快適で魅力あるまちとするために、市民参加によって地域にに応じて豊かにつながり、更に地域全体としてのつながりをより一層深める取組を推進します。

◎ 保育・教育に求める姿

高齢化社会にあって、次の社会を担う人材を育成することは極めて大切となります。五條の子どもたちが心に大きな「夢」と「志」をもち、その実現に向けて考え、行動し、生涯にわたり学ぶ力と自ら行動する力を備え、子どもたち一人一人がふるさと感じ、ふるさを語り、将来、五條につながりをもつ生き方ができる保育・教育を推進します。

◎ 学校・家庭・地域の融合に求める姿

変化する社会の中、3つの中学校区でコミュニティ・スクールを深化充実させるなど、学校・家庭・地域が一体となって子どもの教育を支援する体制を整え、五條で子どもを育てたくなる環境づくりを進めます。また、世代を超えた地域のつながりを深め、市民がこの町で住んで良かったと言える活気あるまちづくりを推進し、「夢とやすらぎ」のまちをめざします。

学校教育がめざす子ども像

～ふるさとを愛し、自ら学び、心豊かにたくましく生きる子ども～

人・地域・歴史文化との関わり合いの中で、主体的に学ぶとともに、生涯にわたって学び続ける姿勢をもち、時代の変化に柔軟に対応し、持続可能な社会の創り手としての必要な力を備えた子どもをめざします。

ポストコロナ社会にあっても、教育における不易と流行を見定め、質の高い教育をめざします。

2 基本方針

4つの基本方針

I 市民みんなで子どもを育てます

II 社会を生き抜く力を養います

III 生涯学習社会を整えます

IV 家庭の教育力を育みます

I

市民みんなで子どもを育てます

五條の豊かな教育環境を活かしながら、学校・家庭・地域の教育力の高揚と連携の強化を図り、市民みんなで子どもを守り育てることのできる環境を作ります。そのため本市では、全ての中学校区でコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)を実施し、地域のつながりを深めることを、学校運営にも活かしています。コロナ禍に伴い生活様式が大きく変化する中、これまで以上に学校と地域住民、保護者とがつながりや信頼関係を深め、連携強化することで子どもたちの健やかな成長を図ります。

【重点目標】

地域力づくり

- ① すべての人々との共生と地域の絆づくりの推進
- ② 市民みんなによる安心安全な地域づくりの推進
- ③ 郷土を学び、郷土に親しむ歴史・文化活動の推進
- ④ コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の推進・充実

II

社会を生き抜く力を養います

0歳から15歳までを見通した系統性のある連続した学びを展開する「縦のつながり」と、社会を生き抜く力の基盤となる、「確かな学力」「豊かな心」、「健やかな体と安全」「集団の中での育ち」を「横のつながり」としてバランスよく育む教育を推進します。また、学校教育を中心に、先人が培ってきた歴史や文化、そして生活を支え伝えてきた産業を継承し、ふるさと学習の深化・充実を図ります。さらに、SDGsが掲げる様々な課題に関する問題解決的な学習を通して、社会の持続的な発展を支える人材の育成を図ります。

【重点目標】

学校(園)力づくり

- ① 0歳から15歳まで一貫した教育方針による取組
- ② 3学園構想に基づく小中一貫教育の推進・充実
- ③ 社会の変化に即した教育環境の充実と実学重視の高等教育
- ④ 学校のICT環境整備とICTを活用した学習活動の充実

Ⅲ

生涯学習社会を整えます

コロナ禍による生活様式の変化等も踏まえながら、市民一人一人が、生きがいのある充実した人生を送るために、芸術や文化・スポーツへの参画の場を整えるなど、いつでも、どこでも気軽に学び、共に活動できる環境づくりを進めます。さらに、人づくり、つながりづくり、地域づくりのための市民による主体的な諸活動を支援し、「五條市で住むことが楽しく幸せに感じるまちづくり」を進めます。

【重点目標】

生きがいづくり

- ① 多様な学習ニーズや年齢に応じた学習機会の充実
- ② 人権尊重を基盤にすえた人・まちづくりの推進
- ③ 地域スポーツ活動の奨励・支援
- ④ 公民館等の施設を活用した市民主体の地域づくりへの支援

Ⅳ

家庭の教育力を育みます

科学技術の進歩、情報社会の進展により人々のくらしや価値観が変化中、少子化・核家族化・地域のつながりの希薄化・子どもの貧困問題など家庭を取り巻く社会環境が変化し、家庭や家族の在り方も多様化しています。時代がどんなに変化しても、家庭は、市民が「生きがいをもち、未来・社会にはばたくための基盤となる場」です。子育てや教育の充実、就学相談等の学習機会の設定、障害者(児)や高齢者等への支援を進め、地域に根ざした豊かな家庭教育力を育みます。

【重点目標】

家庭教育力づくり

- ① 親の「学び、子育て」を支える環境づくり
- ② 教育相談・就学相談体制の充実
- ③ くらしを支える豊かなつながりの充実
- ④ 教育と福祉の連携による地域ネットワークづくり

五條市民憲章

わたくしたちは、豊かな自然と伝統にはぐくまれて未来に伸びゆく五條の市民です。わたくしたちは、五條市民であることに誇りと責任をもち、愛する五條をいっそう明るく魅力ある位みよいまちにするため、市民憲章を定め、心のよりどころとします。

一、古い文化と恵まれた自然を守り、緑と水のきれいなまちをつくりましょう。

一、人権を尊び、互いに助け合い、夢とやさらぎのあるまちをつくりましょう。

一、心身を鍛え、スポーツに親しみ、明るく活気に満ちたまちをつくりましょう。

一、教養を高め、視野を広め、人情味あふれるまちをつくりましょう。

一、地域産業の振興につとめ、豊かで位みよいまちをつくりましょう。

昭和五十七年九月十五日 制定

五條市教育大綱

発行 五 條 市
五條市教育委員会